

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	総務部総務課	
契約締結年月日	令和7年4月1日	
業 務 名	尾張旭市役所庁舎昇降機保守業務	
業 務 の 概 要	市役所庁舎設置昇降機（乗用2台、荷物用1台）の点検（定期及び24時間リモート点検）、保全（消耗品及び機能維持に係る部品供給並びに修理を含む）、異常監視（24時間対応）、緊急対応及び法令に基づく検査の実施	
契約金額（税込）	2,455,200円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	三菱電機ビルソリューションズ株式会社中部支社	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約理由の説明及び 契約相手方の選定理由	<p>本業務は、昇降機の安全かつ良好な運転状態を維持するため、定期的な保守点検、消耗品の修理・取替及び故障発生時等の緊急対応を行うものである。</p> <p>業務の対象となる昇降機は、三菱電機株式会社が設計、製造及び施工したものであり、点検に当たっては製造業者独自のノウハウが必要であり、故障時の原因解析は製造業者以外では事実上困難である。</p> <p>また、製造業者と保守業者が異なる場合、故障発生時の責任範囲が不明確なものとなり、事後の対応に苦慮することも想定される。</p> <p>さらに、万が一事故等が発生した場合は、原因を緊急に調査し、速やかに復旧するため、当該設備の構造を熟知している技術員を常時確保していなければならない。</p> <p>以上のことから、製造業者のグループ会社で保守事業を行う三菱電機ビルソリューションズ株式会社中部支社へ本業務を委託することが適切と判断されるため。</p>	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、総務部総務課です。